

東京都地域医療連携システムデジタル環境整備推進事業（デジタル技術活用医療情報共有ツール整備推進事業）実施要綱

平成30年12月19日30福保医政第1303号
令和元年10月17日31福保医政第1043号
令和3年4月1日2福保医救第1602号
令和4年4月1日4福保医救第16号
最終改正 令和5年 月 日5保医医救第53号

第1 目的

この事業は、デジタル技術を活用した医療情報共有ツールを導入する東京都脳卒中急性期医療機関設置要綱（平成21年1月30日付20福保医政第1603号）に規定する東京都脳卒中急性期医療機関（以下「脳卒中急性期医療機関」という。）又は心臓循環器（CCU）救急医療体制整備事業実施要綱（平成15年8月26日付15健医救第286号）に規定する東京都CCU連絡協議会に属する医療施設（以下「CCUネットワーク参画医療機関」という。）に対し、導入に係る費用の一部を補助することにより、脳卒中急性期医療機関又はCCUネットワーク参画医療機関間で医用画像等の医療情報を即時に共有し、救急患者の円滑な転院搬送を可能とすることで、患者が適切な治療を受けることのできる環境を整備することを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において「デジタル技術活用医療情報共有ツール」（以下「ツール」という。）とは、複数医療機関の医療従事者が、医用画像等の医療情報を相互に共有できる機能を有する汎用画像診断装置ワークステーション用プログラムをいう。
- 2 この要綱において「院内システム」とは、X線コンピュータ断層撮影装置、磁気共鳴画像装置等の画像診断装置又は画像診断装置により得られる画像を保存しているサーバ等をいう。
- 3 この要綱において「外部装置」とは、既存の院内システムとツールとの連携に必要な機械装置（ゲートウェイサーバ、VPNルータ、メディアインポータ等）をいう。

第3 実施主体

この事業の実施主体は、他の脳卒中急性期医療機関又はCCUネットワーク参画医療機関と救急患者の転院搬送時に医療情報の共有などの医療連携を行う脳卒中急性期医療機関又はCCUネットワーク参画医療機関の開設者であって、東京都知事（以下「知事」

という。)が適当と認める者とする。ただし、以下の者を除く。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第1項に規定する地方公共団体
- (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人
- (3) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (4) 国立大学法人法（平成15年法律第120号）第2条第1項に規定する国立大学法人

第4 事業内容

脳卒中急性期医療機関又はCCUネットワーク参画医療機関間で医用画像等の医療情報を即時に共有し、救急患者の円滑な転院搬送を可能とするための脳卒中急性期医療機関又はCCUネットワーク参画医療機関同士の連携に必要なツールの導入を支援する。

第5 整備対象等

1 この事業では、ツールの導入のために必要な以下の整備を対象とする。

- (1) 他の脳卒中急性期医療機関又はCCUネットワーク参画医療機関との連携に必要な外部装置の導入
 - (2) 既存の院内システムを(1)の外部装置に接続するための改修
 - (3) 上記の他、特に知事が必要と認める整備
- なお、特に以下については注意すること。

ア ツール及び外部装置の維持及び管理は対象としないこと。

イ ツールを利用するための汎用モバイルデジタル技術機器の整備は対象としないこと。

2 整備に係る条件等

- (1) 整備するツールは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第4項に規定する医療機器であること。
- (2) ツールの整備に際しては、ツールを用いて連携する1以上の脳卒中急性期医療機関又はCCUネットワーク参画医療機関を確保すること。

なお、各脳卒中急性期医療機関又はCCUネットワーク参画医療機関はツールの運用方法について随時協議を行うなど、十分な協力体制の下でツールを運用すること。

- (3) ツールを整備する脳卒中急性期医療機関又はCCUネットワーク参画医療機関は、医師である医療連携責任者及び運用担当者を置くこと。
- (4) ツールの運用に当たっては、厚生労働省が定める最新の「医療・介護関係事業者に

おける個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。

また、患者情報を共有する場合は、患者本人の同意を得ること。

- (5) ツールの運用に当たっては、医療情報の持つ性質に鑑み、アクセス権限の在り方に十分配慮すること。
- (6) ツールを導入した脳卒中急性期医療機関又はCCUネットワーク参画医療機関は、事業の効果検証のため、事業実施から5年間、東京都が行うツールを活用した連携の実績、効果及び課題等に係る調査に協力すること。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、東京都地域医療連携システムデジタル環境整備推進事業（デジタル技術活用医療情報共有ツール整備推進事業）の実施に必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。